

第三種郵便物認可



「守る会」のゼッケンを着け支援者にあいさつする高野達男＝1973年6月、最高裁前(長男の高野憲一さん提供)



夫の達男と共に闘った裁判を振り返る高野重子。同じ三菱樹脂の社員だった＝ことし7月末、東京都練馬区の高齢者施設

# 憲法事件を歩く 理念と現実のはざままで 41

編集委員 渡辺秀樹

27日に行われる安倍晋三元首相の国葬は、甲斐の強要や同調圧力が懸念されている。戦前も特定の価値観が押しつけられ、これに反する考えを抱いただけで反国家的と弾圧された。今の憲法は、こつた歴史の反省の上に立つて思想・

## 第5部 19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない

①

良心の自由を保障する。信仰の自由や表現の自由に加え、思想の自由を保障する憲法は、諸外国にほとんど例がない(岩部信憲著「憲法」)。それほど強い動機を刻み込んだ規定である。その憲法下でも侵されがちな「内心の自由」を守る闘いの軌跡をたどる。

「憲法を守れ」というのが口癖でした。勉強家で納得できないことはとことん追究していました」

ことし7月末、東京都練馬区の高齢者施設。高野重子(78)は取材に対し、半世紀以上前から共に裁判闘争を闘った亡き夫、達男の思い出をはっきりとした口調で語った。傍らで聞く長男憲一(50)の名は、憲法を守るという達男の願いから付けられた。

高野達男は1963(昭和38)年、東北大学法学部を卒業し、大手合成樹脂メーカーの三菱樹脂(当時)に幹部候補として入社した。3カ月の試用期間が満了する6月下旬、総務部長に呼び出されて告げられた。「今度、君に辞めてもらいたいことになった。依願退職してもらいたい」

真面目に仕事をしてきた高野には意味が分からず、何度も理由を尋ねたが、総務部長は「入社試験の際に出した身上書に書くべきことを書かなかった」「君の考えていることが会社にどうも好ましくない」と答えるだけで、具体的には言わなかった。3時間の押し問答が続く、高野は退職願を書かずには部屋を出た。

会社にとって「好ましくない」考えとは何か。高野に思い浮かぶのは、大学時代に日米相互協力及び安全保障条約(新安保条約)に反対したこと、生活協同組合(生協)の活動に関わったことなどだった。

高野は戦争中の40年に神戸市で生まれた。5歳の時、大空襲に見舞われ、焼け出されて逃げ惑った。全身焼けただれた若い女性が泣きながら「殺してください」と頼んで歩いている姿が脳裏に焼きついていく。再び戦争に巻き込まれる懸念から多くの学生とともに「安保反対」のデモに加わったのは必然だった。

## 「君の考えは好ましくない」本採用拒否

### 三菱樹脂事件(上)

生協も貧しい学生生活を少しでも良くしようとアルバイトの仕事をした。そのことがいけないのか。「自分の生き方まで否定する会社に屈すれば、自分の良心に対して一生、後ろめたい気持ちで生きていくことになる」。高野は会社と闘う覚悟を固めた。しかし、現実は一筋縄ではなかった。翌日、いつも通りに出勤すると、総務次長から「荷物をもとめてすぐ帰れ」と言われた。労働組合に相談に行っても「君はまだ組合員ではないから」と取り合ってもらえない。高野と同期入社した36人は7月1日付で全員本採用になり、自動的に組合員になっていた。そのうち解雇通知が届き、2週間以内に社員寮を退去するよう求められた。へばりついて仕事を続けていた会社の机も取り払われ、廊下の来客用ソファに座っていると、それも撤去された。

高野の孤独な闘いは、地域の組合の連合組織である千代田区労働組合協議会(労協)に相談したのをきっかけに転換する。労協が会社に申し入れなどの動きを見せる中で、三菱樹脂労組も「高野の処分を認めれば、今後抽象的な理由での首切りを許すことになる」と支援を決め、労組横断の「高野君を守る会」が結成された。「守る会」は母校、東北大や全国大学生協連合会などにもつづられ、翌春には会員が700人を超えて運動を支える原動力となる。その一人が同じ会社で働く重子だった。

支援を受けた高野は9月、地位保全の仮処分を東京地裁に申請した。「東北大川内分校自治会の中央委員だったのに身上書に書かなかった」。裁判の中で会社側は初めて具体的な本採用拒否理由を明らかにし、証拠として高野の名前が入った自治会ビラの写しを提出した。しかし、当時の自治会役員証言によつて、ビラにあるのは自治会役員選挙の立候補者推薦人の名前で、高野自身は中央委員になっていないことが証明された。

高野不当解雇撤回対策会議編の記録集「石流れ木の葉沈む日々」(労働旬報社)によれば、裁判では身上書への不記入をめぐって裁判長橋本と総務部長の間でこんなやりとりがあった。

裁判長 それでは柔道部の役員を書き落とした場合はどうですか。  
総務部長 重要ではないので採用します。

裁判長 書き落としたのが理由ではなく、学生運動に共鳴する者は採用しないというのではいいですか。  
総務部長 まあ、その当時分かっていたら採用しませんでした。

翌年4月、地裁が出した決定は明快だった。本採用拒否は、信条を理由とする差別的取り扱いとして憲法、労働基準法に違反し、無効である。(敬称略)

〈次回は10月2日付第三社会面に掲載します〉

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。